

提供様式

1. 証明願
2. 特例適用農地等の明細書
3. 添付書類一覧

以上、3枚。

証明願の記入要領

本様式を印刷して、手書きにて記入するか、Wordにて必要事項を入力後、印刷してください。

提出は、証明願、特例適用農地等の明細書ともに2部です。証明願は2部とも朱印が必要です。

準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。なお、この証明願を提出する時までには、準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつかえありません。

1 「1 農地等の贈与者」

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により農地等の贈与者について該当する事項を記入又は入力してください。

イ「職業」欄は、贈与者の贈与時における職業を「専業農業」、「農業兼〇〇」、「〇〇兼業農業」、「無職」などと記入又は入力し、兼業の場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記入又は入力してください。

ロ「農業を営んでいた期間」は、「農業開始の年月が正確に分からないときは、例えば昭和30年以前という程度の記入又は入力でさしつかえありません。

ハ「贈与者が農業経営者でない場合」欄は、次により記入又は入力してください。

《注》贈与者が農業経営者である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。

(イ)「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の贈与時において、贈与者が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記入又は入力してください。

(ロ)「農業経営者と贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が贈与者と生計を同一にしている場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしている場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。

2 「2 農地等の受贈者」

この欄は、この特例の適用を受ける農地等の受贈者について、次により該当する事項を記入又は入力してください。

なお、農業委員会において受贈者が贈与者の推定相続人に該当すること及び農地等の贈与を受けた日において年齢が18歳以上であることを確認するため必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示してください。

イ「職業」欄には、受贈者のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「農業兼〇〇」、「〇〇兼業農業」などと記入又は入力し、兼業の場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記入又は入力してください。

ロ「贈与時における贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、贈与者と生計を同一にしていた場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。

ハ「農業に従事していた期間」欄は、受贈者が贈与の日まで引続いて農業に専従又は兼従していた期間を記入又は入力してください。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。

ニ「農地等の贈与を受けた年月日」欄は、原則として農地法第3条の許可年月日を記入又は入力してください。ただし、贈与契約日において農地法第3条の許可後に贈与する旨の特約が付されているときは、その特約により贈与を受けた日を記入又は入力してください。

ホ「その他参考事項」欄には、「農地等の受贈者」欄の記入又は入力に関連し、必要な参考事項を記入又は入力してください。

なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記入又は入力してください。

3 別表「特例適用農地等の明細書」

この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに次によって記入又は入力してください。

イ「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄には、特例の適用を受けようとする土地について、贈与を受けた日の現況に応じ、田、畑又は採草放牧地の順に記入又は入力してください。なお、参考のために準農地についても採草放牧地の次に記入又は入力して下さい。

ロ「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記入又は入力するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記入又は入力してください。

ハ「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記入又は入力してください。

ニ「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は「外」を、それぞれ〇で囲んでください。なお、租税特別措置法第70条の4第2項第3号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付してください。

ホ「※」印のついている欄は、記入又は入力する必要がありません。

《注》贈与者が、その所有する農地について農地法第32条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。以下同じ。）を受けた場合における当該通知に係る農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記入又は入力しないで下さい。

また、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65 国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の4-7により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の4-12の2により、贈与者が、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農地法第32条の規定による通知を受けた場合における当該通知に係る農地も、特例の適用を受けることができませんので明細書には記入又は入力しないで下さい。

贈与税の納税猶予に関する適格証明書

証 明 願

令和 年 月 日

土浦市農業委員会 殿

農地等の受贈者氏名 印

下記の事実に基づき、贈与者及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第5項各号に該当することを証明願います。

なお、贈与者は租税特別措置法施行令第40条の6第1項各号に該当する事実はありません。

1. 農地等の贈与者

住 所	氏 名		職 業	
農業を営んでいた期間	年	贈与者が農業経営者でない場合	農業経営者の氏名	
	自 年 月 至 年 月		農業経営者と贈与者との同居・別居の別	同居 ・ 別居

2. 農地等の受贈者

住 所	氏 名		職 業	
生年月日	年 月 日	贈与者との続柄	贈与時における贈与者との同居・別居の別	
農業に従事していた期間	年	農業関係学校の在学期間 年 （ 学校 科 年卒業） 農業の専従・兼従期間 年 （自 年至 年 月 日）		
農地等の贈与を受けた年月日	年 月 日 （農地法の許可年月日 年 月 日）			
特例の適用を受けようとする農地等の明細	別表のとおり		左の農地等による農業経営の開始年月日	年 月 日
その他参考事項				

上記証明願のとおり、農地等の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第5項各号に該当することを証明する。

令和 年 月 日

土浦市農業委員会会長 川村剛久 印

別表

特例適用農地等の明細書

贈与税の 納税猶予 の特例の 適用を 受ける者	住 所		※ 3年毎の継続届出書の整理欄				
	氏 名		(第1回)	(第2回)	(第3回)	(第4回)	
農地等の贈与を受けた年月日		年 月 日		(第5回)	(第6回)	(第7回)	(第8回)
特例適用農地等の明細							
番号	田、畑、 採草放牧地 又は準農地 の 別	登記簿上 の 地 目	所 在 場 所	市街化 区域 内外の別	面 積 (m ²)	※譲渡等、耕作の放棄 又は買取の申し出等 についての整理欄	
1				内・外			
2				内・外			
3				内・外			
4				内・外			
5				内・外			
6				内・外			
7				内・外			
8				内・外			
9				内・外			
10				内・外			
11				内・外			
12				内・外			
13				内・外			
14				内・外			
15				内・外			
16				内・外			
17				内・外			
18				内・外			
19				内・外			
20				内・外			
合 計							

贈与税の納税猶予に関する適格者証明願

に係る添付書類一覧表兼チェックリスト

連絡先氏名	
電話番号	()

種 類		備 考	申請者 チェック欄	農 委 チェック欄
1	受贈者の戸籍謄本	市町村役場で取得してください。		
2	該当土地の評価証明書	市町村役場で取得してください。		
3	該当土地の土地全部事項証明書（原本に限る）	納税猶予対象地のすべての土地分を、法務局にて取得してください。		
4	受贈者の住民票	土浦在住の方は不要です。		
5	受贈者であることを証する書類	贈与証書、贈与契約書等 本証明願申請時には、所有権移転登記が済んでいることが原則なので、通常は不要です。 事情により、所有権移転登記前に申請する場合には必要になります。		

※上記添付資料は、1部の提出です。

●申請時の注意

- ・転用許可申請の締切は毎月25日です。（閉庁日の場合はその前日）

書類不備等により受付できない場合には翌月以降に先送りとなりますので、事前相談や余裕を持った申請を行ってください。

連絡先：土浦市農業委員会事務局 TEL:029-826-1111（市役所代表）